平成２２年（フ）第２１９３号
埼玉県幸手市栄５番12―410号、申立時の住所埼玉県南埼玉郡宮代町宮代３－３－32
債務者　吉浜　春蘭（旧姓泉山）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９５号
埼玉県新座市北野２丁目４番３号　ＷＪ・Ｎ―Ⅲハイツ202号室
債務者　小林　弘侑
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
さいたま市大宮区三橋４丁目967番地　アムールＫｉｔａｍｉ201、旧住所さいたま市見沼区東大宮５丁目40番地１　東大宮第一アパート301
債務者　吉田きよみ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６０号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―406号
債務者　名城由美子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―406号
債務者　名城絵梨香
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
埼玉県加須市内田ケ谷170番地
債務者　杉山　祐子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
さいたま市岩槻区西町４丁目１番28号
債務者　田中香陽子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２２３号
さいたま市桜区大字五関742番地
債務者　神田　　恵
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９号
埼玉県越谷市花田１丁目13番地26　アスカ荘101号
債務者　藤本　浩幸
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
埼玉県草加市北谷３丁目21番２―301号
債務者　長澤　亜美（旧姓湯地）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５２号
埼玉県越谷市大字南荻島2007番地３　ビレッジＷＥＳＴ２―203
債務者　清宮　浩子（旧姓宇田川）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
埼玉県春日部市中央３丁目15番地13　ナルミマンション205号
債務者　柳井　正勝
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
埼玉県草加市谷塚町270番地８　タイトビル407号、前住所埼玉県草加市瀬崎町1306番地16　草加マンション708号
債務者　津田　純子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２５１号
千葉県匝瑳市富岡70番地２
債務者　渡邉　鉄雄
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１９号
長崎県長崎市牧島町1618番地２、旧住所長崎県金堀町48番18号　コーポＭアンドＫ101号室
債務者　濱田　国子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
長崎県長崎市滑石４丁目３番９―401号
債務者　矢嶋里栄子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８０号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷369番地
債務者　松野　佳世
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４９号
岩手県下閉伊郡岩泉町二升石字中田14番地３
債務者　三上　俊史
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時盛岡地方裁判所宮古支部